

選挙権年齢

法律のラウンジ [105]

法制局第二部第二課

さかした なつこ
坂下 奈津子

平成 28 年に選挙権年齢が「満 18 歳以上」に引き下げられたのは記憶に新しいところ
です。ところで、いつ 18 歳の誕生日を迎える者が、投票を行うことができるのでしょうか。

「年齢計算ニ関スル法律」では、年齢を計算するときには誕生日を初日に算入するこ
とが定められています。したがって、例えば平成 12 年 11 月 2 日生まれの者は、平成 30 年
11 月 1 日限り（同日の 24 時）をもって満 18 歳になります（当コラム「うるう年をめぐる
法令」『立法と調査』No. 278 (20. 2. 29) 参照）。では、仮に同日（18 歳の誕生日の前日）が
選挙期日とした場合、投票を行うことはできるでしょうか（選挙人名簿には登録されてい
るとします。）。

これに関し、選挙実務上、選挙期日の翌日に 18 歳の誕生日を迎える人までが選挙権を有
することになるとされています。その背後にある考え方について、選挙権年齢がまだ満 20
歳以上であった時代のものですが、昭和 54 年 11 月 22 日に言い渡された大阪高等裁判所
の選挙権年齢に関する判決が参考になります。同判決においては、「被選挙権に関する公職
選挙法 10 条 2 項において、年令は選挙の「期日」により算定すると規定されており、この
被選挙権に関する規定は選挙権についても類推適用されると解すべきであり（中略）満 20
年に達する（中略）出生応当日の前日の午後 12 時を含む同日午前 0 時以降の全部が右選挙
権取得の日に当るものと解することができる。」とされています（上告は後日棄却）。

では、選挙期日の翌日に 18 歳の誕生日を迎える者は、職務等のため選挙の期日に投票を
行えない場合、期日前投票を行うことができるでしょうか。期日前投票を行う日を基準に
すれば 18 歳未満ですが、選挙の期日を基準にすれば満 18 歳ということになります。この
点、公職選挙法では、期日前投票については「選挙の当日」ではなく「投票の当日」選挙
権を有することが要件とされています（第 43 条括弧書）。したがって、投票の当日は 18 歳
未満であるため、残念ながら期日前投票を行うことはできないということになります。

では、不在者投票についてはどうでしょうか。公職選挙法では、不在者投票については
原則どおり「選挙の当日」に選挙権を有することが要件とされており、投票用紙を提出す
る時点では 18 歳未満であっても、不在者投票を行うことはできるということになります。

なぜ期日前投票のみが投票の当日を基準とするのでしょうか。期日前投票制度は、選挙
期日前であっても、選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる（つまり、投票用紙を
直接投票箱に入れることができる）制度であり、期日前投票は「確定投票」です。他方、
不在者投票制度は、投票用紙を投票箱に入れるのではなく、封筒に入れて不在者投票管理
者に提出する制度であり、投票の受理、不受理の決定は選挙期日に行うことになっている
ため、選挙期日まで投票は「確定」しないのです。